

第3回松本市災害廃棄物処理計画改定専門部会 議事録

日 時：令和6年11月6日（水） 午前13時00分～14時00分

場 所：東庁舎4階 第3委員会室

内 容：松本市災害廃棄物処理計画改定版（案）について
次回の専門部会について

出席者：（委員）野見山委員、梅崎委員、宮澤委員、野村委員、高橋委員、小川委員
（事務局）

＜環境・地域エネルギー課＞鈴木課長、大野課長補佐、金井主査

＜環境保全課＞花村課長、下田課長補佐

＜環境業務課＞林課長、青木係長

＜廃棄物対策課＞徳永課長、堀内課長補佐

＜危機管理課＞伊東課長

1 開会（司会：環境・地域エネルギー課長）

2 議事

議題（1）災害廃棄物処理計画改定版（案）について（環境・地域エネルギー課）

【質疑応答】

（部会長）ただいまのご説明にご意見をお願いしたいと思います。まずは災害廃棄物の発生量と仮置場必要面積のところを順に追って参りましょうか。

（1）の災害廃棄物の発生量についてというところですけど、いかがでしょうか。

（環境業務課）部会長、最初に少し訂正がございます。

先日行われました第2回専門部会におきまして、質問いただいた内容で一部回答に誤りがございましたので、改めてご説明させていただきます。

資料がございませんが、前回松本クリーンセンターにおいて、3メートル未満の浸水想定区域に含まれていたことで、その対策がとられているかというご質問をいただきまして、私の方で対策はとられていますと回答しましたが、改めて松本クリーンセンターと松塩地区広域施設組合の方にも確認したところ、次のような回答がありましたので、説明させていただきます。

まずごみピットの方ですが、こちらは投入口が2階部分に設置されておりまして、3メートルの浸水があっても大丈夫ということになります。ただ一方で、処理施設の設備の一

部が地上階、1階部分にございまして、そこが浸水した場合、具体的な数字はないですが、1メートルくらい浸水した場合には、その設備が故障しまして、処理機能は低下するといったことになっておりました。その場合、水が引いた後に破損した施設を復旧していく。そんな形で対応をとっていくということになると思っています。現状の施設では、部品等調達や修繕対応が速やかにできるような体制を取っていくような対応になっていくと考えております。

また、新しく今後建設予定のごみ処理施設はそもそも3メートルの浸水が想定されているので、浸水対策を講じているということになります。このような回答となっております。大変申し訳ございませんでした。

（部会長）要するにしばらく使えないと？

（環境業務課）はい。

（部会長）分かりました。

それでは今の点含めてですが。まずは順を追って参りますか。まずは今の訂正に関するところについてはいかがでしょうか。

（委員）この前地震対策の方は大丈夫かっていう話もしたと思うんですけど、そちらの方は大丈夫ですか。

（環境業務課）基本、地震の方は震度7程度の震度まで耐えられるような耐震設計です。

（部会長）お願いします。

（委員）地震対策の場合、建物の耐震がまずあると。設備の耐震は別な話なんです。それはそれで指針とかいろいろ基準があるんです。

例えば、炉だとか配管や電線とか、そちらは後付けでも補強できるので、その辺もどういう基準で対策されているのかとか、もし不足だったらその辺は後付でいろいろ補強とかできるはずですから、建物だけではなくてそういった設備関係の耐震はちょっと確認をいただいて、改善ができるところはしていただければいいのかなと思います。以上です。

（部会長）よろしいですか。その他いかがでしょうか。耐震のところは資料のページのところですかね、記載があります。ちょっと記載の箇所が分かれば。風水害の2.2.31ですかね。

（委員）結局84、85ページは、前回もちょっと話したと思うんですけど、いわゆるある程度一般論なんですよね。例えば震度がこのくらいあったらこのくらいの稼働を想定するみたいな。だから私達は松本市の施設がどうなのかっていうのはやっぱり、現状問題あるのか、この一般論よりはもっと耐えられるはずだとかね、そういったことを一言やっぱり入れたほうがいいと思う。その辺できれば。

（部会長）そうですね。当面の動きが大分これで決まってくるので、ちょっと記載を、追記をお願いします。

（環境業務課）部会長、すみません。今の意見を補足させていただきます。

（部会長）お願いします。

（環境業務課）今の部分ですけど、地震については１年目の稼働率は一般論ということで委員もおっしゃられたと思いますが、７９パーセントと稼働率を見ています。これは技術指針に定められている基本的なものになりまして、そこに対して地震については大幅に違いがあるかどうかというのは、施設ごとに被災した自治体の施設の差っていうのは正直分からないものですから、一般論でお話ししているというのが現状です。水害については先程環境業務課長から申し上げたとおり、施設についての被災想定があるものですから、周囲よりはもう少し被災するだろうという想定のもとで進めていくように動いております。以上です。

（部会長）今 2.2.30 と 31 が上のところが同じですけど、ここのところに少し修正が入ってことですよね。

（環境業務課）水害の方については修正を入れさせていただくということでございます。

（部会長）この点についてはよろしいでしょうか。

それでは先程の資料に戻りまして、改定版案についてのところの２の災害廃棄物発生量と仮置場必要面積についてのところですが、まずは災害廃棄物発生量についてですけれども、地震災害、風水害のところについていかがでしょうか。

お願いします。

（委員）風水害大幅に増えた数字になっています。これは、もちろん風水害っていうのは地震と違って、ハザードマップに記載されたところすべてが被災するわけではないので、たぶん何らかの係数掛けたりいろいろすると思うんです。その辺はどんなふうに考慮されているのか、結構細かい式が書かれてはいるんですけど、その辺ちょっと分からないので教えていただければと思います。

（部会長）お願いします。

（環境業務課）引き続きご説明させていただきます。着座にて失礼します。

こちらはご指摘のとおり、大幅に数量は、現行計画の方ですと大幅に増えまして、７８，０００トン程度から５５０，０００トン程度となっております。

今回、環境省で示している災害廃棄物の発生量の技術指針が地震同様に改定されておりまして、その中で推計方法に準じた再推計を行っています。現行計画ですと床上浸水ですとか床下浸水の棟数に発生原単位を掛けて算出しているんですが、今回は被害想定となっている部分が、想定最大降雨、１０００年に１度のものをとっていますので、想定範囲が広がっているっていうことが１点と、その区域にある建物の発生原単位の掛け方も、指針が変更になっていますので変わっています。

あと、新しい概念で片付けごみに公物等という概念が増えていまして、そちらについては新しい指針になってから初めて出てくる部分になっているので、そちらも増加する要因になっています。そういうものがありまして、これらの影響によって大幅な増加となっております。

（部会長）基本的には全部足し合わせてるということになりますか？

（環境業務課）計算上は足し合わせています。

（部会長）お願いします。

（委員）１０００年に１回で大幅に増加するっていうのはよく分かります。ハザードマップにあるすべての地域が被災するわけではない。特に風水害の場合はそうなります。地震ですとかなり広域な範囲で大きな被害が出ますが、例えば浸水害だとしたら、堤防が例えば壊れればそこはたぶん全部被災します。でも堤防が壊れなければ１件も被災しないということが起こりうるので、やっぱり松本市全部被災するっていう想定だと、かなり多くなってしまう。だから、そういうところに何か係数を掛けているのかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

（部会長）お願いします。

（環境業務課）今おっしゃられたところに関して係数は掛かっていなくて、すべてが最大になるっていうことで想定しています。

（部会長）最大に見積もっておいてっていうことですかね。ありがとうございます。

いかがでしょうか。

（委員）今の意見に対する追加の質問ですが、今おっしゃられた通り、風水害の場合はある程度限られるので、そこはやはり現実的に検討した方が良いと思いますし、例えば浸水深が高くなった時にこんなに増えるのかなっていうのがやっぱり素直な疑問です。そこら辺はちょっと現実離れしてるなと思いますが、ちょっと繰り返しになりますけど。

（応用地質）よろしいでしょうか。

（部会長）お願いします。

（応用地質）今一般的に風水害の最大規模降雨っていうのが全国で公開されるようになりまして、全国的にそういう見直しをかけておりますが、今往々にしてとられております手法につきましては、やはり先程ありましたが、もし本当にここでハザードマップの規模の被害が起きた場合に、どの程度の災害ごみが出てくるだろうかという、まず大枠の数値を確認するということで、全体で出すという方法で改定が進められております。ですので、今いただいたご意見のように、実態は堤防の決壊についても全域でいきなり全部決壊ということもちょっと考えられませんので、実際はそういう被害になるとは思うんですが、現状どこで決壊して何パーセント程度っていうそういう実績的な根拠が今のところはありませんので、現状はまず、もしハザードマップの被害が起きたら最大これぐらいのごみが出てくるよという、まずは目安を示すという位置付けで整理を進めております。

（委員）はい。その上で、そのことをしっかりと注釈を付けないといけないと思いますし、幸い風水害における改定版での量と地震の場合での量のオーダーが違うので、同時に起きればそれは複合災害として大変ですけども、風水害で１０００年に１度がこの今の見積もりの改定版の量にしても、地震よりはかなり少ないですね。要は何を言いたいのかというと、現行の計画がこれで崩れませんかということの質問と、やはりその注釈はつけていた方がいだろうということです。

(部会長) 地震超えませんか、そういう意味では。

(委員) そういうことです。

(部会長) 一応注釈はということで、ご意見いただきました。その他いかがでしょうか。

それではまず発生量についてはこれでよろしいでしょうか。これで最大を見積もったということです。

次に、この問題ってというか仮置場の必要面積ですけれども、まずは地震災害ですけれども、いかがでしょうか。

(委員) よろしいでしょうか。

地震災害も風水害も同じですが、先程の見積もりがかなり増えたことによって当然仮置場の想定も増えると思うんですが、ここはやはりある程度の現実性を持たないといけないと思うんですが、そこはどういうふうに考えられるんでしょうか。

(部会長) お願いします。

(環境・地域エネルギー課) 確かにご指摘のとおり、現実的にはかなりかけ離れた数字に現状なっています。37万平方メートルしか確保できてないという状況ではあります。この100万を超える面積を確保できるかという見通しもまだ立っていない、状況です。従いまして、近々町会連合会など地元の方々と対話していきたいと思っております。現実的に数字が出てきましたので、これを踏まえた上でまず可能な限り活かせるところがないのかどうかというところを当たるところから始めることになろうかと思えます。以上です。

(委員) その上で質問したのはですね、現状確保できてるのがこれぐらいであり、地震の方が最大で、地震の方に水害の方も含まれるので、計算上はこの100万平方メートルを超える量が必要なんだろうけども、要するに確保の目安といいますか、何年ぐらいにどのくらいまでには増やしますというのをつけていただくのが計画かなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(部会長) よろしくをお願いします。

(環境・地域エネルギー課) かなり厳しいです。逆に言いますと自治体の範囲を超えて対応しなければいけないことも出てくるかと思えます。広域に考えていくことも含めて、時間軸を考えていくということかなと思っております。

まだこの計画の中で、何年度までにどれだけの目標を達成するみたいな話はないかと思えますので、できるだけ努めていくということと、これだけの大きな地震災害が起きれば、当然周りの自治体も同じように被災してるとは思いますが、そうは言ってもやはり一次仮置場ですので、市民仮置場から運び出すというところでは自治体に限ることではないものですから、できるだけ広域でこういったところの問題を考えるということを明記していく必要があるかなと考えています。

(委員) 今おっしゃられたこともやはり明記していただいて、やはり住民の皆様や広域との協力が必要なんだということはしっかり明記されたいかがでしょうかという質問です。

(環境・地域エネルギー課) はい、そのように対応させていただきたいと思います。

(委員) よろしく願いいたします。

(部会長) その他いかがでしょうか。お願いします。

(委員) 現状今35地区で、データは去年から増えた62か所という形になっていますが、今37万平方メートルぐらいの確保ですけども、今後私たち現場の対応で、こういうところを仮置場にしていただきたいか、例えば県の広場とかそういうのも仮置場に利用する申請はできるかできないか、そういうものを指定しておいてもらえると。それを集めるわけですね、今後の課題としては。ぜひ具体的にこういうところも仮置場に利用できますよってというようなものを出していただければありがたいです。

(部会長) お願いします。

(環境・地域エネルギー課) 今後、町会などに入っていく際にも具体的に記載できる部分についてはそういう話をしたいと思います。ここの鑑の資料にもございますとおり、引き続き国・県を含めた公有地、民有地の選定を検討するというものもちょっと入れさせていただきました。具体的にどうなのかっていうところは今後だろうと思います。まずは可能性のあるところを地元と一緒に探っていき、それに対して県はどう判断するのか、国はどう判断するのかっていうところを次にアプローチしていくことになると思いますので、まずは幅広く市有地以外も含めて、可能性のあるところと一緒に考えていくということを目指したいと思っております。

(部会長) いかがでしょうか。

(委員) ちょっと踏み込んだ質問というか意見になりますが、松本市の都市計画といえますか、まちづくり等も踏まえた計画になるので、やはり今後の、まちづくり、別の審議会になると思いますが、そういうまちづくりを踏まえた時に、こういう仮置場とかの面積等になりそうな部分をやっぱり残すような計画とか、それに代わるようなものを必ず残していくような計画っていうものを、ここまでの数字が出ると考えなくちゃいけないかなというふうに思いますが、その辺はいかがですか。

(部会長) 現状いかがでしょうか。お願いします。

(環境・地域エネルギー課) 確かに災害廃棄物に関連する仮置場もそうでしょうし、避難場所もしくは避難施設についてもたぶん広大な土地、都市の中における余地みたいなものが必要になってくるだろうと思います。

一方、松本市は「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」ということで、できるだけ中核となるような場所に移り住んでいただくような都市づくりというのを進めているのも事実です。そういう意味で、街に近ければ近いほどコンパクトなまちを目指して、できるだけそういう余裕の少ないまちにならざるを得ないというところもあるかと思います。ただ、やはり一定規模の公園とかは当然必要になってきますので、逆に言うとそういった余地が少ない地域にできるだけ公園などをつくり整合性を取っていかねばいけないのかなと思います。まだ都市計画分野と災害廃棄物もしくは危機管理との連携が整合してい

るわけではないと思いますので、来年度以降、危機管理の方でいろいろな施策が進むとお聞きしていますので、そういった中で整合を取っていきたいと思います。

（部会長）危機管理の方では、来年以降にまたこういうことを検討しているのですか。

（危機管理課）来年予定しておりますのは防災アセスメントで、こちらの計画書にも出ておりますが、第三次の長野県の地震被害想定調査から、約10年経過しておりまして、その中で人口動態であるとか、あるいは建物の耐震化率が進んできているということを踏まえて、最新の松本市のデータをその被害調査の方に新しいデータをあてまして、それで避難者数ですね、そういった想定をしていきたいと。人口動態等を踏まえた避難者数等想定しまして、その後の備蓄計画や避難所の立地とかそういったところもアセスメントの中で見直しをしておこうと。副次的に、地区別の防災カルテもできまして、そういったリスクなどを地区別に落とし込んだものを可視化して地区にお配りしていこうと、そんなようなことを考えています。以上です。

（部会長）ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは風水害の方はそれよりも少ないので、特に問題はないでしょうかね。今の議論で概ね委員の皆さんよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

次に今2番終わりましたので3番ですね。これは別紙2の部分でありますけれども、第2回専門部会以降の変更点ということで、別紙2を頂戴しております。これについて何か不足・ご意見等ございましたらお願いします。特にお気づきになった点ないようでしたら、よろしいでしょうか。

そうしましたら次、第2回、4番ですけども第2回専門部会での意見とその対応についてということで、別紙3にそれぞれご対応を記載していただいております。これについていかがでしょうか。前回のものを踏まえてご対応を丁寧にやってくださっているように思いますが、よろしいでしょうか。大体概ね対応いただいているかと思います。特にお気づきの点がないようでしたらよろしいですか。

はい。それではそうしますとこの別冊のとおりということでございますが、全体を通して何かこの災害廃棄物処理計画について、今すでに個別についてはやりましたけれども、何かご意見はございますでしょうか。

（部会長）お願いします。

（委員）17ページの対象とする廃棄物に、太陽光パネル、蓄電池等が入って注釈をつけていただけて良くなったと思いますが、その上で危険な廃棄物、廃棄物の処理のところですね、79ページですか、処理・再生利用・最終処分というところに、廃棄物の種類の例というのがあって、その次に、そこに太陽光パネルとかが入ってなかったように思います。それとそのあとに発電所については、いわゆるメガソーラーについてはその処理の流れというのが103ページにあるので、これはしっかり書いていただいて、この点は新しいこういう最近の計画としてはよくできていると思うんですけど、前回もお話しましたが、長野県が「屋根パネ」として、戸建住宅等を推進するということなので、やはり民間の場合

にそういうのが出てくる可能性もあると思いますし、そのことについても対象として、もう1回言いますが、17ページには書いてあるんですがそのあとのところには入っていないようなんですが、いかがですか。

（部会長）具体的に79ページです。お願いします。

（環境業務課）17ページに対象とする廃棄物として、指針に書かれてるものに加筆修正しております。

続いて、79ページ、ご指摘いただいた箇所の完全版が載っていないくて申し訳ないですが、処理フローとの大まかな整合性を取ってしまして、処理フローで出てくるものの種類ってというのが、木くずですとかコンクリートがらですとか可燃物ですとかそういったもので組成分類しているものですから、メインのところでそういうものを記載しているというような状況になっていますので、79ページは全部の品目を書いてるわけではないというような形になっていますが、書き方については今後内部で検討させていただければと思っています。

（委員）合わせて93ページからの「有害・危険製品」っていうところにも太陽光パネルの記載が抜けてるんですが、ここにもあった方がよろしいかと思いますが、いかがですか。

（部会長）2.2.39 ですかね。

（委員）93ページ、はい、そうですね、そのとおりです。次のページの、2.2.40 に渡ってますけど、リチウムイオン電池とかは追加されてるんですが、今後たぶんそういう問題もあるのではないかと思います、特にやはり一般の人ではなかなか対処できないので、やはり何か少し注釈なり何なり、やはりここにもあった方がいいのかなと思いますが、いかがですか。

（部会長）分かれば。お願いします。

（環境・地域エネルギー課）92ページの「10 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物対策」という中の2.2.39、2.2.40 のところに確かに記載がございませんので、追加していきたいというふうに思っております。

また102ページの(6)の「太陽光発電設備の処理」も教えていただきましたが、これも10の(6)ということで引き続きの項目になろうかと思います。今後、整合をとるような形でこの表も修正したいと思います。

（委員）もう1つあるんですけど、とりあえずこの質問はこれで結構です。

（部会長）引き続きこの冊子のところで。

（委員）続きでもう1つ目の質問ですけども、これもよくまとめていただいて、例えば43ページ表の2.2.1 のところに、廃棄物の発生割合っていうのがありまして、これを見ると、不燃物、コンクリートがらっていうのがかなり多く占めます。同様に水害の方が55ページで、やはり不燃物、コンクリートがらに土砂類っていうのがまた増えてくるんですけど、このことについて何というか、処理のところもそうなんですけど、こういうのが増えると、これらは燃やせるわけではないので、再利用とかそういうことは記述は後でも見

られますが、ある程度長く仮置場に置かなくてはいけないのかってということもあるんですが、今の不燃物、コンクリートがら、土砂等も含めて、その具体的な処理と廃棄物置場とかそういうことの関係ってというのがちょっと具体的ではないように思ったんですけど、いかがですか。

（部会長）お願いします。

（環境業務課）ご指摘いただいた記載が具体的にできるか検討はさせていただきたいと思いますが、コンクリートがらが増えている原因の1つとしましては、今回新たに追加した公物ですね、そういったものの発生量がかなり増えておりまして、そういったものを仮置場に搬入するかどうかというのが一つポイントになってくるかと思います。解体廃棄物とかは、仮置場の方に持ってくるというのが今の流れだと思いますけれども、公物の扱いをどうしていくか、その辺りも検討しながら記載の方を考えてみたいと思います。

（委員）少し現実的なイメージをしながら書いていただくとより分かりやすくなると思いますので、よろしくお願いいたします。

（部会長）ちょうど50ページのところでフローは考えていただいているので、あとは実際のその流れを想定しながら、たぶんそのあたり記載いただくということだろうと思います。

その他いかがでしょうか。全体の記載については、よろしいでしょうか。

そうしましたら、5番のこの案につきましては、今ご指摘いただいた箇所について修正等をお願いしたいと思います。

それでは6、別紙4にあります、ハンドブックの更新ということではありますが、先程ご説明いただいたように、アスベストに関する項目、防じんマスクの着用方法についての追記をしていただいているということでございますが、いかがでしょうか。

（委員）ハンドブックですけれども、基本的には市民の方がね、見てどうしようっていうふうに使うと思うので、何だろう、市民の皆さんが困ることをもう少し書いた方がいい。やはり一般的な分別はね当然ですけれども、本文の方でも話が出てきた有害物とか危険物とかそういうものっていうのは、普段はほとんどね、ごみのベースでも出てこないんですけれども、災害特有で結構多く出てくる可能性があるんで、そういうのをどうしたらいいのっていうのは、今の資料だとぱっと見て分からないし、どこか相談するのも何でもいいんですけど、何かそういった、やっぱり有害廃棄物、危険物に対しての記載が欲しいなと思いました。とりあえずアスベストは書いていただいたんですけど、たぶんいろいろ本文の方にもあると思いますので、その辺をお願いしたいと。

あと分別、すごく大事で、いわゆる環境配慮みたいなものをたぶん災害が起きてしまうと、市民の心情としてはそれどころじゃないっていうふうになりがちですけれども、そこでもやっぱりあえてね、やっぱりリサイクルに回せるものはきちんと分別してくださいっていうような書きぶりもあっていいのかなと思いました。以上です。

（部会長）お願いします。

（環境業務課）ごみの分別の方からですけども、前回もご意見いただきまして、反映して

いる部分になります。先程委員さんの方からもご意見あったのですが、発災時において、ごみの分別の線引きがあるかどうかでその辺りもあると思いますので、記載内容については検討させていただければと思います。

（部会長）ありがとうございます。

（環境業務課）すみません。それともう1つ危険物の方ですけども、今回はアスベストということで、健康被害があるというご意見をいただいておりますが、一般危険物につきましてはアスベストを包含するような形で何か記載できるかどうか検討したいと思います。

（部会長）はい。検討いただけるということでございました。その他いかがでしょうか。

（委員）趣旨は全く今のご意見と同じです。ハンドブックの趣旨や意味からして、やはり市民の皆様がすぐに役立てるってということなので、先程言ったその危険物に対して、要するにどういう細かいことをするかっていうものよりも、何が危険物なので、とりあえずこういうことが重要ですか、さわらないでくださいとか、また、裏表紙に書いてるようにこういう服装が大事ですか、そこら辺をもう少し書いていただければいいと思います。

（部会長）ありがとうございます。

（委員）あまり細かいことは災害の時には読めないの、普段、災害教育として使うという、もう1つの観点もあるかもしれませんが、そのために簡易版を作っていただければいいと思うんですが、ここにはその時の注意事項とか、その時必要なことをまとめていただいた方がいいのかなというふうにも思います。ご検討ください。

（部会長）ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

（委員）3点ありまして、1点目がちょっとイラストのところで細かいですが、1ページ目の災害廃棄物はどのように処理するのというところの災害廃棄物の処理フローの右矢印、もしかしたらページの関係かもしれないんですが、ちょっと次のページに続くよというのが切れて分かりづらくなっているなと思ひまして、そもそもこのパンフレット自体が、これらの災害廃棄物にまずどういうものが含まれて、それをどういうふうに処理するのかっていうことを伝えるものですよというところを、まず市民の方に理解いただく必要があるかなと思ったので、ちょっとその矢印のところがちゃんと枠内に収まるようにするのか、次ページへ続くとかを入れていただくのか、何かしらしていただくと次のページで解説してくれるのねというのが分かるかなと思いました。

2点目が、先程アスベストのところで、ちょっとすみません音声があり、もともと松本市さん側で回答でいただいたのが音声聞き取りづらかったの、もし重複していたら申し訳ないんですけども、今誤って持ち込まないようご注意くださいとだけ、一言書いてあると思うんですが、市民の方としてはたぶん、触れない・持ち込まないっていうところまで分かったとしても、その後どうしたらいいのかなっていうのはちょっと気になることだと思うんですね。災害が起きたその時に何かすぐにできるようなことがなかったとしても、一段落がついた時点で、例えば解体事業者にご連絡をしてくださいとか、そういった一言何かが、書いてあると何となくそうしたらいいのねというのが分かると思う

ので、じゃどうしたらいいのっていうのをちょっと一言記載いただけるといいかなと思いました。

3点目が生活ごみのところの、生ごみなど腐敗しやすいごみや携帯トイレなどからっていうのを文章で記載していただいている、ごみステーションのところに携帯トイレのイラストを追加しますというのも書いてあるのですが、やっぱりここで伝えたいは、優先度の高いものからお持ちくださいということかなと思って、そうじゃないものは逆に邪魔になってしまう、量が増えてしまうから自宅で保管してくださいということを、やっぱり市民の方に明確にお伝えする必要があるかなと思ひまして、今のイラストと文章から、その優先度がとても高いものとそうでないものっていうのが伝わり切るかなというところがちょっと思ったので、イラストだったり文字の部分に赤字にさせていただくのか下線を引いていただくのか、もうちょっと何が優先度が高くてそうじゃないものがあるのかっていうのを、もう少し明確に伝えていただけるといいかなと思いました。以上です。

（部会長）1点目はこれレイアウトですよ。レイアウトはたぶん見開きになっていますから。お願いします。

（環境・地域エネルギー課）はい。こちら見開きになっていまして切れておりません。でするので、その点につきましては心配はいらないと思います。

それとアスベストは持ち込めないということでそれをどうすればいいかという部分でございすけれども、じゃあどうすればいいんだっていうところがやっぱり疑問が残りますので、そこは対応します。よろしく願いいたします。

あと優先度の部分についても、実際に委員が言われるように、自宅に保管してくださいというように書いてありますですが、これですと出せるような感じになっていますので、市民にできるだけ分かるように記載方法を検討したいと思ひます。

今、前回の印刷会社にデザインをお願いをしまして、新しいデザインにするかも検討しています。前回こう黄色になっていますけれども、今回は違う色にするなど、刷新したということが分かるような感じで市民の方にはお配りしたいと考えています。

（部会長）よろしいですか。

（委員）ありがとうございます。

（部会長）今の見開きの点もそうですけど、この大きさと、それからどのぐらいの紙の厚さのどういう体裁になるかっていうのは、どういう感じでしょうか。

（環境・地域エネルギー課）多少の厚紙という形でA4でございす。開いていただくとA4・3枚になる、裏側も書いてあると、こういう形になります。これ以上のものを作りますと、全戸に配れなくなってしまうものですから、この中にできるだけ入れられるような形で作成をしたいと考えております。

（部会長）A4版が3つ、折り込みですね。

（委員）今の意見を聞いて、やはりこのハンドブックはどちらかというと、少し勉強していただいて、啓蒙活動も含めてこういうことをしていただきたいというような資料だなとい

うふうにちょっと感じたんですけども。

先程のそのアスベスト等の危険物については、何かポスターなり何なり、別の方が分かりやすいんじゃないのかなと思ったんですけど、いかがですか。この矢印、なるほどこの流れをこれで説明してあるのかっていうのが、趣旨としてはよく分かったんですけど、やはりその危険なものについては、全部配った方がいいんでしょうね。全戸配れない場合には、どこか目立つところ、掲示板があればいいんですけど。やはりちょっとそこは別枠でしっかり書いたほうがいいんじゃないかなと思いますけど。もう１個ポスターを作るみたいなことは、やっぱり予算立てとしては苦しいですか。

（環境・地域エネルギー課）難しいです。

（部会長）難しいそうです。

（委員）難しいですか。いや何かここに入ってるのが中途半端なんですよね。先程言われたのはたぶんそういうことだと思うんです。だから危険物については列挙して、それは注意してくださいというふうな方がスマートかなっていう感じもしますが、逆に。

（部会長）お願いします。

（環境・地域エネルギー課）先程お伝えしましたけども、このパンフレットにつきましては予算取りをしておりますと、このページ数でいきますと全戸配布できるというところがございます。ポスターにつきましては、委員のおっしゃるとおり必要な部分もあるかと思えますので、この改定に合わせるのではなくてその後作成することも検討したいと思えます。

またこのハンドブックですけども、情報をあまりたくさん入れてしまうと、市民の方が読まなくなってしまうということがあります。

（委員）そうです。

（環境・地域エネルギー課）このぐらいの量が一番情動的にはいいのかなと思いますので、ご了承願いたいと思います。

（委員）そのとおりだと思います。この流れがなるほどそういうことを書かれないのかなっていうのが、先程の質問でよく分かったんですけど。ですからあまりここに詰め込み過ぎなくて、注意すべきことだけちゃんと喚起していただければいいんじゃないでしょうかと思いますけども。まずそれもご検討ください。

（部会長）表紙にも書いてありますが、日頃から考えておきましょうということで、災害が起きる前にこれを見てある程度イメージを掴んでおくという、たぶんそういうコンセプトだろうと思いますから、ページとしては今ぐらいが妥当だというご説明でした。もし足すならばQRコードかなんかつけて、飛びたい人は飛んでもいいのかもしれないですね。

（委員）その方法はいいいですね、危険物についてはこのQRコードで皆さん知ってくださいみたいな方がスマートかもしれないですね。

（部会長）ちょっと検討をお願いしたいと思います。

（委員）個々のことを書き出すときりがないので、ある程度代表的な危険物みたいなやつ

は挙げといて、それ等は注意してください、詳細はここを見てくださいっていうのがスマートかもしれませんね。

（部会長）お願いします。

（委員）今のことに関係しますけど、分別方法のページのところ、中ほどのところに「生活ごみなど災害廃棄物以外のごみは仮置場に出さないでください」と書かれているので、このままだと災害廃棄物は何でも出していいとなってしまうんですけども。やはり仮置場を運営する側から考えると、出してもらっては困るもの、出して欲しくないもの、その辺をしっかりと市民に伝えるというのはすごく大事で、だから先程から話に出たアスベストの話もそうですし、有害物、危険物の話もそうです。ですからこのページの中でやっぱり、仮置場には出せませんよ、出すと危険ですよ、火災の危険があったりね、公害の危険があったりいろいろありますよってことで、出して欲しくないものを、生活ごみの他にそういった今話が出たものを分かるように、だから分別もそうですけれども、出しちゃいけないものをしっかりと伝えるっていうのをこのページをうまく使ったらいいのかなと思います。以上です。

（部会長）もう少し出せないものがちゃんとあっていいってことですな。アスベストもそうなのかもしれませんけども。スペースが限られていますけど、ちょっとどうなるかご検討をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

その他、このハンドブックに関していかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは6番まで審議につきましては終えたいと思います。ご意見よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、次に2、次回の専門部会についてですけども、事務局からご説明をお願いします。

議題（2）次回の専門部会について（環境・地域エネルギー課）

（環境・地域エネルギー課）次回の第4回の専門部会につきましては、開催も含めて未定でございます。開催する場合は12月中もしくは年明けの1月中の開催で調整している段階でございます。こちらにつきましては日時等決まりましたら、改めてご案内をいたしますのでよろしくお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

（部会長）はい、ありがとうございます。委員から特にご意見ございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは本日用意した審議事項はこれで終了でございます。円滑な審議にご協力いただきましてありがとうございます。事務局にお戻ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

（環境・地域エネルギー課）はい。部会長ありがとうございます。

来週、環境審議会委員の皆様は来週また環境審議会がございます。またご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして第3回松本市災害廃棄物処理計画改定専門部会を閉会させていただきます。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。